資料２

第３期新宿区障害児福祉計画・第７期新宿区障害福祉計画の成果目標評価管理シート（案）

目標１　障害児支援の提供体制の整備等

（１）障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

【区の考え方】

令和６年度の児童福祉法改正の内容を踏まえ、令和７年度を目途に子ども総合センターを児童発達支援センターに機能拡充していきます。

※児童発達支援センターとは
児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な施設

P

D

（２）障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

【区の考え方】

保育所等訪問支援の充実については子ども総合センターだけで対応するのではなく、区内の事業所とも連携し、引き続き安定的な利用促進に向けた周知に努めます。

【活動指標】

	R6	R7	R8
見込	利用促進	利用促進	利用促進
実績	登録児童 29 人 （訪問延べ 236 回）		

〈参考〉

	R3	R4	R5
見込	利用促進	利用促進	利用促進
実績	登録児童 17 人 （訪問延べ 93 回）	登録児童 22 人 （訪問延べ 144 回）	登録児童 19 人 （訪問延べ 154 回）

※区内保育所等訪問支援事業所（令和 6 年 4 月 1 日現在）
新宿区立子ども総合センター
保育所等訪問支援ベビーノ
ノーサイド新宿＠Leaf音楽療法センター
LITALICOジュニア江戸川橋教室
Frontierkids　Mio　Tesoro

（３）重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保

【区の考え方】

令和８年度末までに、重症心身障害児が利用可能な児童発達支援を区内に５か所、放課後等デイサービス事業所を４か所以上確保し、利用者からのニーズを満たせるよう、事業者に積極的に働きかけを推進していきます。

【活動指標】

		R6	R7	R8
目標	児童発達支援	－	－	５か所以上
	放課後等デイサービス	－	－	４か所以上
実績	児童発達支援	５か所	か所	か所
	放課後等デイサービス	４か所	か所	か所

〈参考〉

		R3	R4	R5
見込		－	－	３か所以上
実績	児童発達支援	４か所	５か所	５か所
	放課後等デイサービス	３か所	４か所	４か所

※重症心身障害児を受け入れている事業所（令和 6 年 4 月 1 日現在）
新宿区立子ども総合センター（児童発達支援・放課後等デイサービス）
ノーサイド新宿@Leaf 音楽療法センター（児童発達支援・放課後等デイサービス）
ノーサイド新宿ミュージックケア（児童発達支援・放課後等デイサービス）
ICOPA キッズ西落合（児童発達支援）
児童発達支援　放課後等デイサービス はぴねす（児童発達支援・放課後等デイサービス）

（4）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の実施及びコーディネーターの設置

【区の考え方】

平成 30 年度に設置した「新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。また、令和元年度から医療的ケア児コーディネーターを同連絡会に配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

【活動指標】

	R6	R7	R8
見込	推進	推進	推進
実績	医療的ケア児コーディネーター　配置済	医療的ケア児コーディネーター　配置済	医療的ケア児コーディネーター　配置済
	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 ３回開催	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 回開催	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 回開催

P

D

P
D

〈参考〉

	R3	R4	R5
見込	推進	推進	推進
実績	医療的ケア児コーディネーター 配置済	医療的ケア児コーディネーター 配置済	医療的ケア児コーディネーター 配置済
	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 ２回開催	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 ３回開催	医療的ケア児等支援関係機関連絡会 ３回開催

C

〈評価〉

【目標（1）】
区立子ども総合センター発達支援コーナー「あいあい」は、令和７年度より、地域の障害児通所支援の中核としての役割をもつ児童発達支援センターへと機能拡充した。
引き続き中核的な役割を担いながらより機能の充実を図る。
① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
④ 地域の障害のある子どもの発達相談の入口としての幅広い相談機能

【目標（2）】
区内事業所との連絡会や合同研修会を開催するほか、児童発達支援センターに所属する専門職による助言を行う等、地域全体の支援力向上を図る。

【目標（3）】
重症心身障害児を支援する通所事業所数に変更はない。昨年度中野区に開設した放課後等デイサービスを、併用で利用する児が見られている。

【目標（4）】
協議の場として、新宿区医療的ケア児等支援関係機関連絡会を年３回開催し、区の関係部署・教育関係者・保健医療関係の担当者及び障害福祉関係事業所の担当者が出席し、医療的ケア児に関する情報交換を行った。また、区外の関係機関として、東京都医療的ケア児支援センターや東京都東部訪問看護事業部、全国重症心身障害児を守る会とも連携し、オブザーバーとして参加している。
医療的ケア児コーディネーターは、区の機関として基幹相談支援センター、子ども総合センター、民間の機関としてベビーのための相談支援ベビーノ、相談支援事業所 Kaien 新宿、訪問看護ステーションさんさんに配置している。
また医療的ケア児の支援体制の整備を促進するため、新宿区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業を令和６年４月から開始し、サービス等利用計画策定前の業務について民間事業所に対し支援している。

C

〈協議会の意見〉

目標（1）障害児に対する重層的な地域支援体制の構築については、区立子ども総合センターが、地域の障害のある子どもの発達相談の入口としての幅広い相談機能・支援体制等各種機能を充実していくことが求められます。

目標（2）障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進については、児童発達支援等や保育所等訪問支援の体制について、区立子ども総合センターが地域と連携し、地域全体で地域の障害のある子どもの支援を推進していくことが求められます。

目標（3）重症心身障害児の支援・放課後等デイサービスの確保、目標（4）医療的ケア児のための関係機関の協議等については、取り組みが進行しており評価されます。

A

〈改善〉

目標（1）及び（2）について、区立子ども総合センター内の児童発達支援センター「あいあい」が、機能を果たしていく。また、利用者のニーズに沿った支援をコーディネートできるよう区内の事業者（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等）、支援関係機関と連携していくことが必要である。引き続き、関係部署の相談・支援に係る窓口との連携により、障害児支援の地域全体の支援を推進していく。

目標（3）について、開設相談のあった事業者へ区の要望を伝えると同時に、「障害者施設整備事業補助金」に関する情報を周知することで、必要に応じて整備促進を図る。

目標（4）について、学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図る。また、新宿区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業を利用して医療的ケア児の支援がより充実していくように、事業所に周知していく。

障害児が地域の保育・教育等の支援を受けられるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していく。

P

目標２　福祉施設の入所者の地域生活への移行

（1）施設入所者の地域生活移行者数に関する目標

【区の考え方】

第６期新宿区障害福祉計画の実績や、障害者生活実態調査で得られた施設入所者の地域生活への移行ニーズ等を踏まえ、令和４年度末時点の施設入所者のうち令和８年度末時点までに、地域生活へ移行する人数を６名（３%）以上とします。

D

【移行者数】

	R6	R7	R8
目標	-	-	６名
実績	１名	名	名
累計	※２名	名	名

※２名には、５年度移行者１名を含む。

＜参考＞

第６期計画における移行者数

	R3	R4	R5
実績	３名	２名	１名

※施設入所者：新宿区において「施設入所支援」サービスを受給している者。精神病床等の入院者は含まれない。

（2）施設入所者数の削減に関する目標

【区の考え方】

令和８年度末の施設入所者総数については、第６期新宿区障害福祉計画の実績や区の実情を踏まえ、令和４年度末時点の施設入所者総数の 200 名を超えないことを目標とします。

【施設入所者】

	R6	R7	R8
目標	―	―	200 名
実績	192 名	名	名

＜参考＞

第５期計画における施設入所者数

	R3	R4	R5
実績	202 名	200 名	198 名

P

D

＜参考＞【入所者数の推移】

	R2	R3	R4	R5	R6
退所（地域移行）	１名	４名	５名	２名	１名
退所（死亡・入院）	８名	６名	６名	９名	11 名
入所	７名	６名	９名	９名	６名
入所者総数	206 名	202 名	200 名	198 名	192 名

〈評価〉

C

【目標（1）】

令和４年度末時点の入所者のうち、昨年度地域生活へ移行した人数は１人（グループホーム１人）で、令和８年度末までの目標（６人以上）達成に向けて着実に前進している。

【目標（2）】

令和６年度末時点の入所者数は 192 人であり、令和８年度末までの目標である 200 人を下回った。入所者の地域移行については、入所せざるを得ない状況にある方のニーズが一定数あることを考えると概ね適正である。

〈協議会の意見〉

目標（1）及び（2）の福祉施設入所者の地域移行等については、その取組は概ね進行していると見受けられます。

障害者の高齢化や、障害の重度化が進むなか、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう社会資源を整備する必要があります。

〈改善〉

A

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組として、障害者支援施設が入所者に対して地域移行等への意向調査を行うことが、令和８年度から義務化される。

これまでも区は、３年に１度行う施設入所者に対する障害支援区分認定調査の際に、施設入所者に対して地域移行への意向確認を行ってきた。今後も、区分認定調査の際や、上記義務化を踏まえて入所者から地域移行の意向を聞き取った施設からの相談等を通じて、地域移行に係るニーズを把握し支援を実施していく。

また、多様な社会資源を有効に組み合わせるために、計画相談支援を実施していく。

目標３　精神障害にも対応した地域包括ｹｱｼｽﾃﾑの構築

【区の考え方】

「新宿区精神保健福祉連絡協議会」等において、保健・医療・福祉の各分野の関係者とともに、区の精神保健福祉について総合的に協議していきます。また、各分野間の連携を強化しながら、引き続き精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

※新宿区精神保健福祉連絡協議会について
新宿区精神保健福祉連絡協議会は、区における精神保健福祉対策の総合的、効果的かつ円滑な推進を図るため、平成 4 年より設置されている。平成 30 年度より、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたり、保健・医療・福祉関係者の協議の場として本協議会を位置づけ、各施策の方向性等を包括的に検討することで、地域の支援体制の強化を図っていく。また、障害者施策推進協議会及び障害者自立支援協議会とも連携し、より横断的な支援体制の構築を推進していく。

【活動指標】

P
D

	R6	R7	R8
見込	推進	推進	推進
実績	協議会 年２回開催	協議会 年　回開催	協議会 年　回開催

〈参考〉

	R3	R4	R5
見込	推進	推進	推進
実績	協議会 年１回開催	協議会 年２回開催	協議会 年２回開催

C

〈評価〉

令和６年度は、２回の協議会を開催した。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会での検討内容を報告し、「関係機関とのネットワークづくり」「精神障害者への理解促進」を軸にした今後の取組の方向性について意見交換を行った。委員からは、関係機関の効果的な連携方法等について多くの意見が挙げられた。

〈協議会の意見〉

「にも包括」推進のための新たな取組を検討していくにあたり、関係機関間の連携の重要性はさらに増していくと思われます。福祉と保健・医療の両輪が連携を深めていくには、各々が「にも包括」を構成する一員だという当事者意識を持つことが大切です。分野や所属に関わらず、地域全体として「にも包括」を推進していけるような取組を期待します。

〈改善〉

A

関係機関の連携強化及び地域における「にも包括」に係る気運醸成につながるよう、分野等を超えた新たな取組について検討を進める。具体的な取組内容については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会の中で今後検討し、精神保健福祉連絡協議会で進捗報告及び協議を行いながら、より効果的な施策推進を目指す。

目標４　地域生活支援の充実

P

D

【区の考え方】

平成 29 年度中に構築した地域生活支援体制の機能充実のため、障害者自立支援協議会において定期的に運用状況を確認し検討した上で、障害者施策推進協議会において検証することで推進していきます。

また、令和８年度末までに、基幹相談支援センターを中心に、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

※新宿区の地域生活支援体制について
身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」及び精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」と知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」で、各施設に相談支援専門員を増配置し、土日の相談の対応や、専門性を生かした支援を行っている。 3 障害別の相談支援拠点事業所と中核機能を担う基幹相談支援センターと合わせて地域生活支援拠点等として位置付けている。

【活動指標】

	R6	R7	R8
見込	推進	推進	推進
実績	自立支援協議会にて検討		

〈参考〉

	R3	R4	R5
見込	推進	推進	推進
実績	自立支援協議会にて検討	自立支援協議会にて検討	自立支援協議会にて検討

〈参考〉【相談支援拠点事業所３所の相談件数（令和６年度）】

施設名	障害者福祉センター	シャロームみなみ風	生活支援センター
R6 実績	3,960 件	236 件	14,148 件

〈評価〉

障害者自立支援協議会において、新宿区の地域生活支援体制における相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの５つの機能ごとの役割について確認を行い、基幹相談支援センター及び３か所の拠点施設より運営状況や今後の課題について報告を行った。緊急時の受け入れ体制については課題がある。

C

〈協議会の意見〉

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、基幹相談支援センターと各拠点のさらなる連携を求めていく。

C

〈改善〉

A

情報共有の機会等を通じて、基幹相談支援センターと各拠点の連携強化を進める。緊急時の対応については、中落合一丁目区有地に新たに開設する障害者グループホーム等で対応予定である。この施設の相談支援事業では４か所目の地域生活支援拠点として３６５日２４時間の相談体制を確保し、緊急時の短期入所の受付・調整を行う予定である。

P

D

目標５　福祉施設から一般就労への移行等

（1）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

【区の考え方】

令和８年度までに区内の就労支援事業所等（就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）における一般就労者数を年間 29 名以上とします。

【一般就労移行者数の目標】

	R6	R7	R8
目標	－	－	29 名
実績	33 名	名	名

＜参考＞

	R3	R4	R5
目標	－	－	26 名
実績	17 名	30 名	33 名

令和８年度末の就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及び就労継続支援Ｂ型事業の移行者数について、それぞれ目標値を定めます。

【就労移行支援事業等の移行者数の目標】

		R6	R7	R8
就労移行支援事業	目標	－	－	20 名
	実績	28 名	名	名
就労継続支援事業Ａ型	目標	－	－	１名
	実績	１名	名	名
就労継続支援事業Ｂ型	目標	－	－	８名
	実績	４名	名	名

〈参考〉

		R3	R4	R5
目標				26名
実績		17名	30名	33名
内訳	就労移行支援事業	11名	25名	24名
	就労継続支援事業Ａ型	０名	０名	０名
	就労継続支援事業Ｂ型	６名	５名	９名

P

D

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とします。

【就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合】

	R6	R7	R8
目標	-	-	50%以上
実績	43%	%	%
	9 / 21 所	/ 所	/ 所

（2）一般就労後の定着支援に関する目標

【区の考え方】

令和８年度末の就労定着支援事業の利用者数を53名以上とします。

【就労定着支援事業の利用者数の目標】

	R6	R7	R8
目標	-	-	53名以上
実績	41名	名	名

区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とします。

【就労定着率 70%以上の就労定着支援事業所の割合】

	R6	R7	R8
目標	-	-	25%以上
実績	32%	%	%
	6 / 19所	/ 所	/ 所

〈評価〉

C

【目標（1）】
令和６年度の一般就労者数の実績は 33 人であり、令和５年度と同数であった。令和８年度末の目標値を上回っている。
サービス種別別で見ると、就労移行支援事業における移行者数は 28 人、就労継続支援事業Ａ型における移行者数は１人で令和８年度末の目標値を上回っているが、就労継続支援事業Ｂ型における移行者数については４人で令和８年度末の目標値を下回っている。
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合については 48%と、令和８年度末の目標値である５割以上に達していない。
【目標（2）】
令和６年度末の就労定着支援事業の利用者数は 41 名で、令和８年度末の目標値 53 名以上に達していない。
区内の就労定着支援事業所について、就労定着率が７割以上の事業所の割合については 32%と、令和８年度末の目標値である２割５分以上に達している。

〈協議会の意見〉

一般就労への移行数は、令和５年度実績と同数を維持しています。しかし、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合については、現状では令和８年度末の目標値に達していません。
一方、就労定着支援事業の利用者数は、現状では令和８年度末の目標値に達していませんが、就労定着率が７割以上の事業所の割合については令和８年度末の目標値を上回っています。
令和８年度末の目標値達成に向けて、社会情勢の変動を踏まえて雇用環境を注視しつつ、就労移行や就労定着に係る制度の利用促進を進める必要があります。

〈改善〉

A

目標（1）について、就労移行支援等の事業所及び利用者に制度の周知を一層図り、一般就労への移行を促進する。また、令和７年１０月からは就労選択支援事業が開始される。就労選択支援事業の活用により、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
目標（2）について、安定した就労定着を図るため、引き続き新宿区勤労者・仕事支援センターや各就労移行支援事業所等と連携し、就労定着支援事業の利用促進とサービスの量的・質的確保に努める。

目標６　相談支援体制の充実・強化等

P D P D C A

【区の考え方】

それぞれの専門性をもつ３か所の地域生活支援拠点と基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所への専門的な指導助言や事業者及び当事者（ピアサポート）の人材育成支援を実施しています。さらに、令和８年度末までに地域生活支援拠点を１か所追加し、相談支援体制を整備していきます。

【活動指標】

	R6	R7	R8
見込	推進	推進	推進
実績	拠点３施設と基幹相談支援ｾﾝﾀｰで対応		

〈評価〉

区内特定相談支援事業所間の情報交換、研修を相談支援事業所連絡会で実施し、相談支援専門員のスキルアップ、連携強化を図った。また、区内特定相談支援事業所の要請によりスーパーバイザー派遣を行い、事例検討等を実施した。令和４年より、地域生活支援拠点連絡会においてモニタリング結果の検証を実施している。

〈協議会の意見〉

スーパーバイザー派遣による事例検討や、相談支援事業所連絡会等における取組みは評価できる。引き続き、基幹相談支援センターと３拠点（令和７年度中の新規開設後は４拠点）の連携を密にし、一層の体制強化を期待する。

〈改善〉

基幹相談支援センターが３拠点（令和７年度中の新規開設後は４拠点）の実務担当者と連携し、人材の育成や区内事業所全体のサービス水準の向上を図っていく。地域生活支援体制事業による研修については、より多くの事業所が参加できるような内容を検討し、更なる専門性の向上と事業所間の連携強化を図る。

目標７　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

P D C A

【区の考え方】

障害者自立支援審査支払等システムにおける審査結果を分析し、結果を指導検査等の機会を通じて区内の障害福祉サービス事業所等と共有することで請求事務の適正化に努め、事業所の事務負担軽減によるサービスの質の向上を図っていきます。

【活動指標】

	R6	R7	R8
見込	推進	推進	推進
実績	実施		

〈評価〉

介護給付費の請求情報管理システムの審査結果等を分析し、事業所による支給決定情報の確認不足や、体制等に関する届出と請求情報の不整合等による返戻事例について、集団指導等の機会を通じて事業所へ指導を行った。また、個別の返戻事例についても、請求事務上で必要に応じてアドバイスを行っている。

〈協議会の意見〉

引き続き審査結果の分析を進め、集団指導等の機会も活用しながら事業所等へ共有していくことを期待する。また、個別事例に関する事業所へのアドバイスについても、事業所の請求事務の適正化に繋がるよう引き続きの実施を期待する。

〈改善〉

集団指導等を通じて介護給付費請求時等の留意点について継続して周知していくことで、事業所の事務負担の軽減を図り、サービス等の質の向上につなげていく。